

正人会 会報

平成24年 第7号

発行者：和歌山市議会 絆クラブ

編集：和歌山市議会議員 戸田正人

連絡先：〒640-8156 和歌山市七番丁23

和歌山市議会絆クラブ

073-435-1115



台北大学学生達と意見交換を終え

和歌山市住民参加型地域総合防災訓練

和歌山市住民参加型地域総合防災訓練が8月26日実施し、16地区14668名の市民が参加されました。

シナリオは8月26日AM8時に紀伊半島沖を震源とするM9の地震が発生し、和歌山市内では家屋の倒壊や火災が発生し、地震の影響で津波警報が発令され、それに伴い、住民避難指示を、防災無線を通じて市民に呼びかけ、各地区の指定避難場所に移動するという大規模な訓練でした。

私は四箇郷地区北加納自治会住民として参加し、同じ班の方々と同指定避難場所である加納浄水場に移動しましたが、自分自身が体験することにより課題や問題点が見つかり、また、住民の方と同じ目線で行動することにより住民の本当の声が聞く事ができたのです。

そのような中、一番聞こえてきた声が「防災無線が聞こえなかった！」でした。この課題は以前から指摘されていた部分であり、天候や風向きなどの影響で聞こえないのはもとより、和歌山市内でのスピーカー数が124ヶ所しかなく、そのため可聴率が53%にしか及んでいないのです。

特に沿岸部地域でのスピーカー数はそれなりに設置されており、十分とまでは言えませんが充実している地域もあります。しかし、和歌山市の内陸から山間部にかけての地域では、まだまだ未整備個所が多いのが事実なのです。

スピーカー設置場所については沿岸、河川、各小学校を中心に設置されておりますが、今後は各地区の電信柱などにも設置し災害情報がもれなく聞こえるような政策を進めていかなければならないと感じました。

加えて、スピーカーだけではなくTVを見ている方にはTVからの情報、ラジオを聞いている方にはラジオからの情報、パソコンや携帯メールなどから情報を得る方法、耳の不自由な方や聴覚障がいなどのある方には光センサーでの警告発信器など様々な方法を用いて情報伝達する必要があると考え、和歌山市危機管理局に提言してまいりたいと同時に、お隣ご近所同士の助け合いや声掛けも重要であると私は考え、忘れかけているご近所同士のコミュニティを取り戻し、自助、共助、公助の精神で災害に備えたいと感じた一日でした。



初代天皇～神武天皇の兄イツセノミコト

先日、竈山神社に参拝してきました。

古事記によると、イワレビノミコト（後の神武天皇）と兄のイツセノミコトは九州高千穂地方から日本全土の安定のため、東に拠点を移動さす事を決めました。それが神武東征の始まりです。

日向、筑紫から瀬戸内海を東に進み、安芸、吉備、明石などを経て浪速地方たどり着きます、そして盾津（東大阪）あたりで、彼らを待ち構えていた土豪軍との間で大きな戦がおこり、イツセノミコトは大きな傷を負います。



厳しい戦いの教訓から「我々は日の神の御子だから、日に向かって（東に向かって）戦うのは良くない。廻り込んで日を背にして（西に向かって）戦おう」という助言によって一行は南へ（和歌山）進めるのですが、その戦で負った傷が原因で、紀の国の男之水門（おのみなど）で亡くなってしまいます。

紀の国竈山（和歌山市和田）にイツセノミコトを葬り、竈山神社に祀ったとされているのです。

その後、イワレビノミコト（後の神武天皇）は熊野（和歌山県新宮市あたり、世界遺産熊野古道や熊野大社がある）へ向かい、そこで出会った日本サッカー協会のシンボルマークでもある八咫鳥（やたがらす）に先導され、現在の奈良県橿原で初代天皇として即位されました。

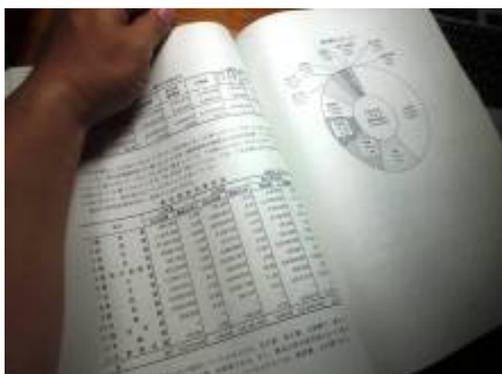
古事記から地元和歌山にまつわるお話を私なりに文章に記しましたが、とても神秘的！ロマンティックだとおもいませんか？

今年で古事記1300周年の記念の年に、和歌山にもこんなにロマンに溢れる神域がある事を、地元、県外の方に知ってもらいたいと思いますし、初代天皇である神武天皇の兄イツセノミコトが祀られている竈山神社で参拝し、日本人しか感じ取れない歴史を味わってほしいなと思います。

さて、神武天皇が即位されてから約2672年。今も直、万系一世、男系男子の流れを引き継ぎ今の天皇がある。

約2672年間崩れる事なく守り続けられている、私達国民と天皇との形こそが、我が国の国体であり、私達が日本に生まれた瞬間から天皇が存在し私達の暮らしの反映を祈っておられる、その形に違和感を感じないのは、日本人に流れる血に理屈のいないDNAが存在しているに違いないと思います。またその事が、我々日本人のアイデンティティーであると確信しています

監査委員としての23年度和歌山市各会計歳入歳出決算審査



7月12日、13日の2日間を公営企業決算、8月2日から8月7日までの6日間を一般会計決算として和歌山市監査委員会委員として審査し、8月31日に大橋和歌山市長に伊藤代表監査、田上監査委員、松本監査委員、そして私の計4名で意見書を提出してまいりました。

一般会計、特別会計を合わせた総決算額は歳入で**2366億4881万1千円**、歳出で**2483億2190万2千円**と

首長と教育長の関係

和歌山市の教育長は、教職を経験された方のみが対象となっており、9月末に退任された大江教育長までは全て教職経験者でありました。本年10月1日をもって就任された原教育長は歴代教育長としては初めて、一般行政職ご出身の方です。

就任された当初の頃、私の耳には「教育現場を知らない者が教育行政のトップとなり、現場の声を理解してくれないのではないか」とか「教鞭をとったことのない者が学校の先生の気持ちをわかってくれるのか」など、どちらかと言えば批判的な声が聞こえてまいりました。しかし、その反面、文部科学省発表の平成23年教育統計によると、1720名いらっしゃる現役各市町村教育長内で教職経験のない一般行政職出身の教育長が32.2%を占めているという結果になっており。



教育長＝教職経験者ではなければならないという方程式は当てはまらない統計の結果なのです。

戦後、我が国において教育行政の役割を担ってきた教育委員会制度はGHQが取り入れたアメリカ的制度であり、戦前の軍国主義教育の反省と称し、政治が教育に口出しできないようにした制度であると私は考えています。

それは、一般的な行政からの独立性を旨とする教育委員会とされてきた結果へ、教育委員会の機能や運営については様々な問題が発生し、現在では深刻ないじめ問題などが社会的な問題となっており、教育委員会のあり方の、その正当性に対する疑問が投げかけられ、一部からは教育委員会廃止論まで提起されています。

しかし、その定義とは裏腹に教育行政においても、予算決定権者は各市町村長であり、その教育予算の根拠は少なくとも首長の哲学、理念に基づくものであると思っています。

また、教育委員においても首長が意中の人を任命し、その教育委員会の中から教育行政事務を取り仕切る教育長が互選される訳ですが、実質的には、首長が教育長を選任していると考えても差し支えないものであり、形の上では、首長は直接的に教育委員会への関与や、指導はしていないものの、何らかの形で首長の意思が反映されているのであります。それは、良識の範囲内であると考えられるものです。つまり、首長と教育長の連携は、教育行政発展のためには、不可欠な構成要素であると考えます。

□■□■□■□■□■□■□■教育に政治は介入してはならない？□■□■□■□■□■□■□

そうした解釈は「地方教育行政組織法」に首長の権限と教育委員会の権限が書き分けられており、その内容を解読する限り教育目標は首長が設定するのは法律違反であるとされているのです。

しかし、大橋和歌山市長においても、初当選された直後の平成14年度臨時議会において、「義務教育のパワーアップにつきましては、特に優先的に取り組んでまいりたいと考えております」と述べたり、四年後の平成18年度2期目に向けた選挙では、選公報紙においても公約のひとつとして「教育のまちづくり」を市民に訴えられ、そうした姿勢に賛同する、民意を受けて見事ご当選されたわけです。市民が、また市民の代表として選ばれた市長が、如何に本市の教育行政に様々な思いがあるという事の現れではないでしょうか。

また、教育の政治的中立という見地を鑑みますと。民主党野田政権において、文部科学省政務官は、那谷屋正義（なたにやまさよし）参院議員で元日教組教育政策委員長であり、また、前政務官も 2006 年に施行された教育基本法には反対派の急先鋒として活動したり、まったく事実無根である従軍慰安婦を称する女性たちが法的解決を求めるとされる『戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案』の成立を早期に求める運動にも積極的に参加していた、元日教組の役員であった神元美恵子（かみもとみえこ）参議員を任命されており、私から見れば、政治の中立性など、とても保たれているとは言いがたい教育の現実です。

また、本市においては、昨年の 12 月定例会和歌山市議会、私の一般質問で、教科書採択とは誰がどのように行っているのかなど教科書採択の透明性を求めた

「教科書採択における調査員の開示」の質問に対して、教育委員会は開示できない理由として未来の子供たちのためではなく、「教育委員会と教職員との信頼関係がゆらぐ」ためとの議会答弁が行われました。

子供たちのための教育委員会制度は、教職員のための信頼を重視した教育委員会制度だったのかと！その答弁を聞いて私は愕然としたものでした。



（陸上自衛隊高等工科学校にて）

現在の地方行政組織法の解釈で、市長は政治家と言う立場上、教育行政への介入はできないものとは一定の理解はしています。しかし、私は地元の民意で選出された市長が、教育行政の目標を立てる権能がないという事に対し大変疑問を抱くものとして、大橋和歌山市長においては、少なくとも本市教育行政に対して、民意の想いが伝わる手立てを講じて頂きたいと思うものです。それが、大橋市長と原教育長との関係であり、本市独自の教育行政の構築における、構成要因であると私は考えるものです。

「民意を受けた首長は教育行政に何らかの形で介入すべきと考えます」



和歌山市議会議員 戸田正人のブログへリンクします

和歌山市議会議員 戸田正人

検索